

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、地域活動協議会の自律運営にかかる支援を行い、地域運営の仕組みづくりを目的とする。

実施体制

委託事業者（中間支援組織）が、「生野区まちづくりセンター（機能）」を設置し、アドバイザー及び地域まちづくり支援員を配置する。

- ・アドバイザー：地域まちづくり支援員を総括し、指導及び助言を行うとともに、必要に応じ地域団体等の相談にも応じる。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

具体的な業務内容

地域活動協議会の自律運営にかかる支援

- ・地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援
 - ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施の支援
 - イ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言等
 - ウ 事業企画力と遂行力の向上への助言等
 - エ 次世代につなげる地域活性化に向けた取組みへの支援
 - オ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言等
 - カ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言等
 - キ NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言等
 - ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- ・地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言等
 - ア 会計事務支援
 - イ 事業実施支援
 - ウ 会議の開催支援
 - エ 地域の情報発信に係る助言等の支援
 - オ その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

委託期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

中間支援組織イメージ図

